

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	能登半島地震に係る航空レーザ測量業務(能登南部地区)
業 務 概 要	本業務は、令和6年1月1日に能登半島で発生した最大震度7の地震災害について、林野庁と連携し、目視やヘリ調査による空中写真では判読できない斜面の危険性を正確かつ迅速に収集・把握し、復旧・復興に資するよう1日でも早く成果を提供するため、緊急で航空レーザ測量を実施する作業である。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官国土地理院長 大 木 章 一 茨城県つくば市北郷1番
契 約 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 9 日
契 約 業 者 名	株式会社かんこう 法人番号 1120001007221
契 約 業 者 の 住 所	大阪府大阪市城東区
契 約 金 額	139,700,000円(税込み)
予 定 価 格	141,735,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	林野庁から令和6年2月2日付け支出委任で示達された治山事業調査費(令和5年度予備費)により実施し、林野庁は後続作業の地形解析を行うもので、当院計測のデータについて、できるだけ早い段階での提供が求められている。こうした緊急時に委託先を迅速に決定するため、当院と(公財)日本測量調査技術協会との間で、「災害時における緊急航空レーザ測量に関する協定」を締結しており、この協定に基づき緊急航空レーザ測量を実施する。本協定に基づき、同協会に対して本業務が可能な者の調査を依頼したところ、5者以上から実施可能との回答があった。これらの者の中から、同協会による優先順位が付された「緊急航空レーザ測量対応可能会社調査結果一覧」等を勘案し、同一会社・同一機材を避けた上で、作業地域の特徴を踏まえ、最も迅速な対応が可能と思われる委託先を選定した。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社かんこうと随意契約をするものである。
業 務 場 所	
業 種 区 分	写真測量
履 行 期 間 ( 自 )	令 和 6 年 2 月 2 9 日
履 行 期 間 ( 至 )	令 和 6 年 1 1 月 5 日
備 考	